

養父市創業・

令和8年度
申請受付中!!

第二創業補助金



受付締切／令和8年**9月7日**（月）必着

補助対象者

養父市内で創業・第二創業を行う者で次の①から⑥の全てに該当する者

- ① 補助金を申請する年度内に創業又は第二創業を行う者（又は補助金の申請時において創業又は第二創業を行った日から3年を経過していない者）で、市内に主たる事業所（本社、本店等をいう。）を有し、又は設けようとする者
- ② 個人事業主にあつては、事業の完了までに養父市に居住し、住民登録がされている者
- ③ 法人にあつては、事業の完了までに市内を主たる事業所の所在地とした法人登記が行われている者
- ④ 市税等を滞納していない者
- ⑤ 養父市企業支援センター又は金融機関の指導を受けた事業計画を有する者
- ⑥ 個人事業主にあつては本人又は後継予定者が、法人にあつては役員のいずれかが昨年度までに養父市商工会主催による創業塾を受講され証明書の発行を受けた者

補助対象事業

養父市内で創業・第二創業により行う事業で次に該当するもの

- ① 市内の産業の振興及び雇用の創出を図り、継続が見込まれるもの
- ② 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の総額が50万円以上のもの

補助対象経費

補助対象期間に支払ったことが証明できる以下の経費

- ① 人件費 ② 工事・修繕費 ③ 設備・備品等購入費 ④ 事業所等の賃借料
- ⑤ 業務委託・外注費 ⑥ 謝金等 ⑦ 広告宣伝費 ⑧ 研修費

補助率等

補助対象経費合計額の1/2以内 補助金の限度額100万円

- ・ 補助対象者が、女性、40歳未満の者又は養父市に住民登録後3年以内の者（U・Iターン者）の場合は、補助対象経費合計額の3分の2以内。
- ・ 市内の地域資源を活用し、食品等の製造加工を行う事業で、200万円以上の設備投資を行う事業の場合は、限度額200万円。

補助対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

- ・ 補助対象経費は、上記期間中に生じたものが対象です。
- ・ 発注→納品→検収→支払は、上記期間中に行ってください。

その他条件等がございますので、養父市ホームページ又はお電話でお問い合わせください。

お問い合わせ先

補助金に関すること… 養父市役所 商工観光課 ☎079 (664) 0285
創業塾に関すること… 養父市商工会 ☎079 (662) 7127



養父市創業・第二創業補助金の申請から補助金交付までの流れ

1 補助金の交付申請

【ア. 申請書類】の提出

応募受付終了日：令和8年9月7日（月曜日）必着

市 2 書類審査

事業の実現性・継続性、雇用創出等の観点から、審査を行います。

市 3 補助金交付の決定

補助金交付決定通知書を郵送します。※令和8年9月下旬頃予定

4 実績報告

【イ. 報告書類】の提出

提出日：事業完了後30日以内又は令和9年3月31日までのいずれか早い日まで
に提出してください。

市 5 補助金の額の確定

補助金確定通知書を郵送します。※実績報告があった日から約2週間後

6 補助金の請求

【ウ. 補助金の交付請求書】の提出

提出日：補助金確定通知書を受領後、速やかに、提出してください。

市 7 補助金の交付

上記、補助金請求の提出から40日以内に、指定された金融機関の口座にお振込にて交付します。

8 事業状況報告

【エ. 事業状況報告】の提出

補助金の交付を受けた者は、交付後5年間、事業状況の報告が必要となります。
報告日：毎年度9月頃予定